

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年12月21日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合) [No.75]

業務上横領の被疑事実を今後詳細に検証！

前号で告知したように、本号より、松崎氏ら JR総連・東労組の中枢部のメンバーが、JR総連、東労組、および様々な関係団体の口座と個人の口座との間で、億円、千万円単位の資金の出し入れを行い、高級別荘を続々と購入、転売するなどしていた業務上横領の被疑事件の事実関係について、裁判の判決文などを基に、詳細に検証していくこととする。

2009年6月、JR総連、東労組、関連団体、松崎氏、および関係者らが原告として、国（裁判所）と東京都（警視庁）を相手に損害賠償を求めた裁判（国家賠償請求訴訟）の3件の一審判決が、東京地裁で次々と言い渡された。「マンガローブ」の著者である西岡研介記者は、東労組元会長の松崎明氏が原告となっている「週刊現代裁判」で当該3通の判決書を証拠として提出した。JR連合は、西岡記者よりこれを入手したので、本情報での検証の基礎資料として活用していく。

次に、当該3件の裁判の概要であるが、まず、6月9日に判決が言い渡されたのは、松崎元会長ほか3名（前号で紹介したS氏、Y氏、H氏）に対する業務上横領被疑事件の捜査のため捜索差押えを受けたJR総連と東労組が、2005年12月に行われた警視庁による家宅捜索が違法であるとして、国（裁判所）と東京都（警視庁）に総額3,630万円の損害賠償を求めていた事件についての裁判である。

また、6月19日に判決が言い渡されたのは、日本鉄道福祉事業協会元理事長のS氏と同協会職員であったY氏（上記S氏、Y氏と同一人物）に対する業務上横領被疑事件で、2007年2月に「目黒さつき会館」などの家宅捜索が行われたことについて、S氏をはじめ同協会、JR総連、鉄道ファミリー、捜査の際に身体捜索が行われた松崎氏を含む24名を原告として、国と東京都に総額9,339万円の損害賠償を求めていた事件の裁判である。

さらに、6月24日に判決が言い渡されたのは、松崎氏（原告）が一連の家宅捜査やマスコミへの情報提供などは不当であるとして、国と東京都に総額1億2,100万円の損害賠償を求めていた事件の裁判である。

JR総連・東労組は自ら事実関係を組合員に明らかにせよ！

これら判決に対するJR総連の反応は、JR総連通信（No.948、950、952）に詳しく記載されている。「6・9判決」で44万円の支払い命令が下ったことで、彼らは「勝利判決」と述べているが、一部の押収物は事件との関連性がないとしたものの、本件被疑事実の嫌疑（松崎氏がJR総連国際交流基金の口座から3,000万円を引き出し、個人のリゾートマンションの購入費等に充てた業務上横領の嫌疑）は明確に認めている。また、「6・19判決」「6・24判決」は、いずれも原告の請求を棄却した。なお「6・19判決」に関する被疑事件とは、S氏とY氏が鉄道福祉事業協会の口座から、S氏所有のログハウス購入等の目的で約1億5,000万円をS氏の個人口座に振り込んで横領したというもの。これらの判決文には、松崎氏、S氏、Y氏、H氏による業務上横領被疑事件の事実関係が詳細に記載されている。

いずれの事件も不起訴処分にはなったが、JR総連・東労組は、自組織や関連団体、松崎氏ら組合幹部や中枢人物の個人の金銭について、業務上横領の嫌疑が掛けられたのであるから、裁判で明らかにされた事実関係を自ら組合員に説明する義務があるはずだ。

「検証・JR革マル浸透と組織私物化の実態！」はJR連合ホームページに掲載中！ <http://homepage1.nifty.com/JR-RENGO>